

青森県報

第四千二百八十六号

平成二十九年
四月十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……四
- 生活保護法による指定介護機関の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

よる介護機関の指定……………(同) ……五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……六

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域民局) ……六

告 示

青森県告示第三百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
なんば耳鼻咽喉科	弘前市大字高田五丁目二の三	平成二九・一・三

青森県告示第三百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一

号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	なんば耳鼻咽喉科 医療法人原子整形外科 サカエ薬局布屋	所 在 地	弘前市大字高田五丁目二の三 弘前市大字代官町五九 五所川原市字弥生町四の一	指定年月日	平成二九・二・一 二九・三・一
-----	-----------------------------------	-------	---	-------	--------------------

青森県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハピネス株式会社	ハピネス訪問看護ステーション	青森市浪岡大字下十川字村元五九の一 黒石市大字牡丹平字福民西八八の一	平成二九・二・三

青森県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第

五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人叶福祉会	社会福祉法人叶福祉会	五所川原市金三木町野三六の五八	平成二九・三・一
居宅介護事業者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人叶福祉会	社会福祉法人叶福祉会	五所川原市金三木町野三六の五八	平成二九・三・一

青森県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人叶福祉会	社会福祉法人叶福祉会	五所川原市金三木町野三六の五八	平成二九・三・一
介護予防事業者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人みらい会	医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	二九・三・一

青森県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 町田アン ド田商	社会福祉 法人若菜			有 限 会 社 さ い と う 重 機	秋 田 県 鹿 角 郡 小 坂 町 上 郡 子 坂 三 の 二
弘前市大 字西田 二八の一	五所川原 市前田野 大字長峰 一目の二			訪 問 介 護	
福祉用 具貸与	〃				居 宅 介 護 事 業 の 種 類
サカエ福 祉サービ ス社	あか かへ ホカ ム派 ルパ イム 遣 タ 一			訪 問 介 護 事 業 所 下 湯 口	
五所川原 市弥生 の四一 五所川原 市布屋 の四六	五所川原 市前田野 大字長峰 一目の二	五所川原 市元三 の二	五所川原 市前田野 大字長峰 一目の二	弘 前 市 大 字 一 ノ 二 黒 滝 一 ノ 一 川 瀬 三	弘 前 市 大 字 二 ノ 一 黒 滝 一 ノ 一 川 瀬 三
二九・一・二六	二六・三・六			平 成 二 九 ・ 一 ・ 一	変 更 日 月 年

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	介 護 予 防 事 業 者
社会福祉 法人若菜	有 限 会 社 さ い と う 重 機			秋 田 県 鹿 角 郡 小 坂 町 上 郡 子 坂 三 の 二	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
五所川原 市前田野 大字長峰 一目の二	五所川原 市前田野 大字長峰 一目の二			訪 問 介 護 予 防	
〃	〃				介 護 予 防 事 業 の 種 類
あか かへ ホカ ム派 ルパ イム 遣 タ 一	訪 問 介 護 事 業 所 下 湯 口			弘 前 市 大 字 一 ノ 二 湯 川 八 一 の 二 細 川 五	弘 前 市 大 字 二 ノ 一 黒 滝 一 ノ 一 川 瀬 三
五所川原 市元三 の二	五所川原 市前田野 大字長峰 一目の二			平 成 二 九 ・ 一 ・ 一	変 更 日 月 年

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前
東北福祉 サービス	有 限 会 社 東 北 福 祉
上北郡東 北 七 字 土 場 二 の 三	上北郡東 北 一 字 往 来 ノ の 一
	訪 問 介 護
アルパ ス セ ン タ ー	パ イ ル シ ョ ス テ ー シ ョ ス
上北郡東 北 七 字 土 場 二 の 三	上北郡東 北 四 字 上 笹 橋 一 〇
	二 九 ・ 一 ・ 一

変更後	変更前	変更後	変更前
東北福祉社 サードビズ		株式会社 町田アン 下町田商 会	
上北郡東北 下北郡東北 の 一〇の一		弘前市大字 境関字西田 二八の一	
訪問介護 介護予防		介護予防 福祉用具 貸与	
アルプス ヘルパー センター		子供ヘル ス センター パシヨス	
上北郡東北 七の三 土場二		上北郡東北 四八の一〇 の 一〇	
訪問介護 介護予防		サカエ福 祉サード ビズ	
上北郡東北 七の三 土場二		五所川原市 一の六 字布屋町四	
上北郡東北 七の三 土場二		五所川原市 の 一 弥生町四	
平成 二九・一・一		平成 二九・一・一六	

青森県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
株式会社町 田アンド町 田商会		名 称	特定福祉用具販売事業者
弘前市大字境 関字西田二八 の一		主たる事務所 の所在地	
サカエ福祉 サービス		名 称	特定福祉用具販売事業所
五所川原市字 生町四の一		所 在 地	
五所川原市字 屋町四一の六		所 在 地	
平成 二九・一・一六		変更 年月日	

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
株式会社町 田アンド町 田商会		名 称	特定介護予防福祉用具 販売事業者
弘前市大字境 関字西田二八 の一		主たる事務所 の所在地	
サカエ福祉 サービス		名 称	特定介護予防福祉用具 販売事業所
五所川原市字 生町四の一		所 在 地	
五所川原市字 屋町四一の六		所 在 地	
平成 二九・一・一六		変更 年月日	

青森県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	春藤 方孝
施術所の名称	はる鍼灸整骨院
施術所の所在地	五所川原市字鎌谷町八の一
指定年月日	平成二九・一〇・一

青森県告示第三百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
なんば耳鼻咽喉科	弘前市大字高田五丁目二の三	平成二九・一・三一

青森県告示第三百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
なんば耳鼻咽喉科 サカエ薬局布屋	弘前市大字高田五丁目二の三 五所川原市字弥生町四の一	平成二九・二・一 二九・三・一

青森県告示第三百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類		名 称	所 在 地	指 定 年月日
		介護予防訪問看護	介護予防訪問看護ステーション			
〃	医療法人みらい会	〃	〃	〃	〃	〃
〃	藤山三七の五	訪問看護	訪問看護ステーション	〃	〃	〃
〃	平川市柏木町	〃	〃	〃	〃	〃
〃	藤山三四の二	〃	〃	〃	〃	〃
〃	平成一六・三・一	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第三百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
有限会社 東北福祉 サービス	有限会社 東北福祉 サービス	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
上北郡東北 町字往來ノ 下一〇の一	上北郡東北 町字往來ノ 下一〇の一	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
上北郡東北 町字土場二 七の三	上北郡東北 町字土場二 七の三	所 在 地	変 更 年 月 日
訪問介護		平成 二九・一・一	
アルプス ヘルター センター	アルプス ヘルター センター	乙供ヘル パーショ ン	
上北郡東北 町字土場二 七の三	上北郡東北 町字土場二 七の三	上北郡東北 町字上笹橋 四八の一〇	
訪問介護		平成 二九・一・一	

青森県告示第三百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
有限会社 東北福祉 サービス	有限会社 東北福祉 サービス	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事業の種 類
上北郡東北 町字往來ノ 下一〇の一	上北郡東北 町字往來ノ 下一〇の一	名 称	介 護 予 防 事 業 所
上北郡東北 町字土場二 七の三	上北郡東北 町字土場二 七の三	所 在 地	変 更 年 月 日
訪問介護		平成 二九・一・一	
アルプス ヘルター センター	アルプス ヘルター センター	乙供ヘル パーショ ン	
上北郡東北 町字土場二 七の三	上北郡東北 町字土場二 七の三	上北郡東北 町字上笹橋 四八の一〇	
訪問介護		平成 二九・一・一	

青森県告示第三百二十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
			場 所
白糠	下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎 下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓吉 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢田 吉司	平成二十九年 四月十二日か ら同月二十六 日まで	白糠漁業協 同組合
小田野	下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川村 敏博 下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五 川口 克忠 下北郡東通村大字小田野沢字南通四一 川端 幸三郎	同右	小田野沢漁 業協同組合

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭